

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

せたな町の人口は、1955年（昭和30年）の25,552人をピークに（合併前の瀬棚町、北檜山町、大成町の3町の合計）から減少を続けており、2005年（平成17年）のせたな町合併時の人口は10,748人となり、2015年（平成27年）現在の人口は8,473人である。せたな町合併時の2005年（平成17年）と比較すると、2,275人（21.16%）減少している。国立社会保障・人口問題研究所による2015年以降の人口推計では今後も人口は一貫して減少を続け、2035年には5千人を下回り、2045年には4千人を下回る3,327人となる見通しである。

また、高齢化率は2005年で33.4%、2015年で42.4%と年々高くなっており、2045年には62.2%となる見通しである。

死亡者数が出生者数を上回る自然減少と生産年齢人口（15歳から64歳）の流出による転出超過が続いており、本町の人口減少と高齢化の実態が顕著に表れている。

② 産業構造

せたな町は基幹産業の農林水産業と、それに立脚する商工業という産業構造となっている。

農業は稲作と酪農畜産が中心であるが、その他に男爵（馬鈴薯）、振興作物であるブロッコリー等を生産している。水産業はサケ・イカ・ウニ等を主要魚種として水揚げし、エゾアワビ・ホタテ・ナマコの養殖も行われており、採る漁業からつくり育て売る漁業への転換を図っている。また、6次産業化の事業展開をしている第1次産業者も存在している。

林業については、せたな町の総面積の80%近くを占める森林の整備を進め資源の保全に努めている。

商工業については、平成28年経済センサスにおける農林漁業を除く企業数は451社、そのうち卸売業・小売業129社（28.6%）、建設業64社（14.2%）、宿泊業・飲食サービス業63社（14.0%）で半数以上の割合を占めている。

長引く不況のもと出荷額は減少傾向にあり、大型店の進出や事業者の高齢化、更には後継者不足などによる廃業が後を絶たず、中心市街地の空洞化が進んでいる。

産業就業別人口は、総人口と同様に各産業とも減少傾向にあり、その構成比は第1次産業が全体の4分の1程度を占める状況が続き、第2次産業の割合が減少、第3次産業の割合が増加している状況となっている。

●産業別就業人口と構成比の推移（国勢調査）

		2005年	2010年	2017年
産業別 就業人口 (人)	第1次産業	2,716	2,460	2,276
	第2次産業	1,090	764	627
	第3次産業	1,250	1,120	1,073
産業別 構成比 (%)	第1次産業	53.7	56.6	57.2
	第2次産業	26.3	17.6	15.8
	第3次産業	24.7	25.8	27.0

●産業別事業所の状況

大分類	H28 経済センサス 事業所数	H28 せたな商工会 会員数
農林漁業	8	6
鉱業、砕石業、砂利採取業	4	2
建設業	64	55
製造業	24	12
電気、ガス、熱供給、水道業	3	2
情報通信業	2	
運輸業、郵便業	13	4
卸売業、小売業	129	94
金融業、保険業	4	1
不動産業、物品賃貸業	16	6
学術研究、専門技術サービス業	5	
宿泊業、飲食サービス業	63	42
生活関連サービス業、娯楽業	37	
教育・学習支援業	4	
医療・福祉	26	
複合サービス事業	11	
サービス業（他に分類されないもの）	46	54
合計	459	278

●農林業経営体数（H27 農林業センサス）

経営分類	農業経営体	内組織経営体	林業経営体数	内組織経営体
経営体数	337	10	101	4

●漁業経営対数（H25 漁業センサス）

経営分類	漁業経営体
経営体数	200

③ 中小企業の実態

せたな町の産業においては、全ての業種で高齢化が進んでおり、後継者不足と生産年齢人口の流出による人手不足は深刻な課題となっている。また、各事業者が保有する設備の老朽化も進んでおり、作業効率や生産効率の低下の原因となり、更にはランニングコストの低減を妨げる要因となっている。

このような厳しい事業環境を乗り越え、経営を維持し、少しでも多くの事業者が次の世代に事業をつなげるための環境を整備することが必要である。

(2) 目標

せたな町内の中小企業は、人手不足と設備の老朽化による経営の課題を解決するため、中小企業者の先端設備投資に対する契機、意欲を喚起し設備導入を促進することで従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し経営の持続と付加価値を高める必要がある。

せたな町では、第2次総合計画の産業振興方針をふまえ、「既存事業者の経営持続・維持」「新規事業等へのチャレンジ喚起」「付加価値向上の取組推進」「作業・生産効率向上の取組推進」「産業人材の確保」を支援することとしており、中小企業の設備投資においては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し地域経済の更なる活性化を促す。

これを実現するため、本計画では、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

●せたな町第2次総合計画（2018年～2027年）における産業振興方針

項目	振興方針
農 林 業	・ 営農環境の整備や担い手の育成・確保に努めながら、持続可能で豊かな農業を推進する。 ・ 地球温暖化の防止機能や川と海のつながりを意識しつつ、森林の整備と保全を適切に進める。
水 産 業	・ 水産資源の維持・増大とともに、品質や付加価値の向上、担い手の育成・確保を図りながら水産業の安定と振興を促進する。
商 工 業	・ 住民の身近な買い物の場や働く場である既存商工業の活性化を図るとともに、新たな商工業者の育成・増加を促進する。
観 光 業	・ 町内にある多彩な資源を観光振興に活かし、海外も含めひろく情報を発信することで交流人口の拡大に努める。
雇用・労働者	・ 雇用創出や通年雇用の促進、企業の誘致などを通して住民が働きたいと思う場所が町内に増えるよう努める。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

せたな町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えず、幅広い中小企業者等を対象とし、特定の設備に限定するべきではなく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

せたな町においては、特定の地域に集中して事業者が立地しておらず、町全域において生産性を向上させる機会が必要であるため、せたな町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

せたな町の産業構造は、特定の産業に偏在しておらず、地域経済の更なる活性化のためには幅広い中小企業者等に対し先端設備の導入を促進する必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画を国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては
先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。